

警視庁保護取扱規程の制定について

通達甲（防 防 防）第 8 号
昭 和 3 4 年 3 月 1 6 日
存 続 期 間

- 〔沿革〕 昭和 35 年 5 月 通達甲（防. 防. 庶）第 6 号
36 年 9 月 同第 25 号
40 年 4 月 同（防. 少 1. 調）第 7 号
47 年 4 月 同（副監. 総. 企. 調）第 4 号
51 年 3 月 同（副監. 総. 企. 管）第 3 号
63 年 6 月 同（防. 防. 対）第 2 号
平成 2 年 12 月 同（副監. 総. 留. 管）第 18 号
5 年 3 月 同（副監. 総. 企. 組）第 8 号
6 年 11 月 同（副監. 地. 総. 企）第 20 号
7 年 1 月 同（副監. 総. 企. 組）第 2 号
10 年 9 月 同（生. 総. 対 2）第 2 号
11 年 3 月 同第 3 号
12 年 2 月 同（副監. 総. 企. 組）第 1 号、3 月同（副監. 総. 企. 管）
第 7 号、8 月同（副監. 総. 企. 調）第 14 号、12 月同（生.
総. 対 1）第 10 号
19 年 5 月 同（副監. 総. 留. 管）第 11 号、12 月同（地. 指. 保 1）第 9
号
20 年 12 月 同（副監. 生. 総. 対 1）第 27 号
22 年 3 月 同（監. 生. 少育. 保）第 8 号
26 年 4 月 同（副監. 生. 総. 対 1）第 13 号
28 年 9 月 同（副監. 総. 企. 組）第 15 号、12 月同（副監. 生. 少育.
企）第 24 号
29 年 3 月 同（副監. 総. 企. 組）第 6 号改正

このたび、警察における保護の適正を図るため、別添のとおり、警視庁保護取扱規程（昭和 34 年 3 月 16 日訓令甲第 6 号。以下「規程」という。）が制定され、昭和 34 年 4 月 1 日から施行されることとなつたから、左記により運営にあやまりのないようにされたい。命によつて通達する。

記

第 1 制定の趣旨

従来、警察における保護の取扱いについては警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「法」という。）その他関係法令の定めるところに従い、応急の保護措置をとってきたところであるが、このたび保護取扱いについてその適正を期するため制定されたものである。

第2 規程の解釈及び運用上のおもなる留意事項

1 目的及び処遇の適正（第1条、第2条関係）

この規程の目的は、法第3条第1項による保護措置の適正を図るためのものであるから、法令の定めるところによるのほか、この規程に従って措置し、法の精神を十分理解のうえ、救護にふさわしい取扱いをなし、その適正を期すること。

2 管理責任（第3条関係）

保護及び保護室の管理の責任については、生活安全担当課長（島部警察署にあつては防犯を担当する係の警部補。以下「保護主任者」という。）が要保護者の保護、保護室の管理、保護取扱いに対する指揮監督、保護の前後における諸手続等について責任を負うものとする。

保護主任者又は地域課長（島部警察署にあつては地域を担当する係の警部補）（以下「保護主任者等」という。）が欠員、旅行、講習及び夜間の場合における不在等の場合は、本署当番責任者（島部警察署にあつては宿直責任者）又は署長の指定する他の主管の課長若しくは主管係長を指定して保護主任者等に代つてその職務を代行させること。

3 要保護者取扱い上の心構え（第5条関係）

要保護者の取扱いに当つては次により措置の適正に努めなければならない。

- (1) 要保護者を画一的に取り扱うことは妥当でないから、精神錯乱者、でい酔者及びでい酔に至らないめいてい者（以下「でい酔者等」という。）、行方不明者等の区別及びこれらのものの個々の性格、取扱いにおける状況等を考慮のうえ、その者の保護に最もふさわしい取扱いをすること。
- (2) 精神錯乱者又はでい酔者等の保護に当つては、これらの者が正常な状態でないことを十分考慮し、相手に挑発されることなく、冷静に対処し、飛び込み若しくは飛び降り自殺又は所持品若しくは周辺のものを利用しての自傷行為等のほか、他人に対し危害を与え、又は器物の損壊等をおこすことのないよう注意すること。
- (3) 行方不明者等の保護にあつては、自らの行動に対し十分反省し進んで保護にしたがうよう説得すること。なお、行方不明者等のうちには、家庭内における複雑な事情を内蔵している場合が多いため自殺を企てる場合もあるから、これが防止について特に留意すること。

4 保護の着手（第7条関係）

- (1) 地域係員及びその他の係員が要保護者を発見し、又は届出等によつて要保護者を発見したときは、当面必要な応急の措置をとつた後、速やかに保護主任者等に所要事項を報告し、その指揮に基づいて適切妥当な取扱いを期すること。
- (2) 要保護者の保護場所は原則として、本署とし、要保護者を取り扱つたときは本署に同行しなければならないこととしたが、要保護者の身元が判明し、短時間内

に引渡しができる者については、保護主任者等の指揮を受けて交番、駐在所等に一時的に保護することができる。

なお、この場合は次のことがらに注意しなければならない。

- ア 交番における保護は休憩所内で行い立番、見張員以外のものが観護に当るようにすること。なお、駐在所にあつては、要保護者の区別、態様に応じて適当な場所を選定すること。
 - イ 保護取扱中は、けん銃の盗難破損およびこれによる事故の防止には特に細心の注意を払うこと。
 - ウ ナイフ、はさみ類、瓦斯、ストーブ、火鉢、お湯等による受傷および自傷行為、器物の損傷等の事故防止につとめること。
 - エ 保護取扱中に他の事件が発生し、相勤員が不在の場合は、保護主任者等の指揮を受けて措置すること。
 - オ 保護取扱中、やじ馬がい集したり、要保護者が暴れる等の場合は、たとえ、短時間の保護であつても、本署に同行する措置をとること。なお、病人、負傷者等で急を要し、報告のいとまのない要保護者については、救急車等を要請して治療又は入院等の応急の救護を行った後、その状況を保護主任者等に報告すること。
- (3) 保護の着手現場から本署又は交番、駐在所等に同行する場合はその適正を図るため、次の方法によるものとする。
- ア 精神錯乱者及びでい酔者等の同行に当つては、2人以上でこれに当るか、又は本署の車両若しくは無線自動車を要請して同行すること。この場合は必ず取扱警察官が同乗することとし、危害予防について十分注意しなければならない。
 - イ 行方不明者等については、行方不明となつた原因、およびその時の精神状態等を十分は握し、自殺等の事故をひき起すことのないよう配慮するとともに、同行に当つては通路、言語、動作等にも細心の注意を払うこと。

5 保護場所（第9条関係）

- (1) 精神錯乱者及びでい酔者等で、暴れたり、又はふらついて歩き回り警察官の制止にも応じない者については、原則として保護室で保護すること。また、引取人の居所が判明しない者又は居所が判明しても引取人が不在若しくは遠いため引き取りに来署するのに長時間を要する者については、精神錯乱状態及びでい酔状態から合理的に判断して、他人を傷つけたり、又は自己が受傷する等事故の虞れがあるときは保護室を用いて保護するものとしたが、精神錯乱者又はでい酔者等を同じ保護室で同時に2人以上保護することは、この種の要保護者の性格上危険であるから絶対にこれを避けること。

以上の者以外の精神錯乱者及びでい酔者等の保護場所は、保護室、事務所、休憩室等適当な場所を選定して保護するようにすること。

- (2) 行方不明者等で毒薬、劇薬、すい眠剤等を所持している者、遺書を所持している者、その他行方不明となつた原因等から判断して自殺のおそれある者または、その者の経歴および家庭環境等から合理的に判断して逃走し、浮浪するおそれがある少年については、原則として保護室を用いて保護し、観護を十分に行うこと。

引取人の居所が容易に判明しない者、または引取りに来署するのに長時間を要する者等で必要ある場合は保護室を用いて保護し、その他の場合は、事務室、休憩室その他観護上適当な場所を用いて保護するようにすること。

6 保護取扱簿（第 10 条関係）

- (1) 要保護者を保護したときは、警視庁情報管理システムによる保護情報登録業務により保護取扱簿等を作成し、その取扱状況を明らかにしておくこと。
- (2) 規程第 7 条第 2 項ただし書による交番、駐在所等で一時保護した要保護者、保護の着手現場から直接病院等に入院させた要保護者及び自宅に送り届けた要保護者については、手書きにより保護取扱簿等を作成し、主管係に提出すること。この場合、主管係員は当該保護取扱簿等の記載事項を警視庁情報管理システムによる保護情報登録業務により登録すること。

7 所持品等の保管（第 11 条関係）

ナイフ、ステッキ、マッチ、ライター、毒薬、劇薬等自己または他人の生命、身体、財産に危害もしくは、損害を与えるおそれのある危険物および現金、有価証券その他の貴重品を所持している要保護者については、保護の適正を図るため、次の要領によつて一時警察署の責任においてその物を保管するものとする。

- (1) 精神錯乱者及びでい酔者等がこれらの危険物を所持しているときは、保管しなければならないこととしたが、規程第 11 条第 1 項に規定された「所持しているか否かを確認」とは、刑事訴訟法第 218 条に規定する身体検査ではないから、口頭によつて相手から出さしめることも確めることであり、衣服の上からさわつて発見する方法も確めることである。いうまでもなく、この措置はその者の保護を全うするための処置であるから、後日非難をうけることのないよう十分注意するとともに単独で行わず立会人をおいて確めることが必要である。また、現金、有価証券等については洋服裏ポケット内にあるものまで保管する必要がなく、表ポケット、ズボン等に無雑作に入れてあり紛失又は破損するおそれの多いものを対象とすること。
- (2) さらに、女性の要保護者についての危険物又は貴重品の確かめ方については、特に注意し、成年の女性の立会人をおかねばならない。ただし、夜間等において成年の女性の立会人をおくことが困難な場合は警部補以上の幹部を立ち合わせる事。
- (3) なお、これらの措置は急を要し、かつ止むを得ない場合を除き、本署において行うようにすること。
- (4) 行方不明者等の要保護者に対するこれらの措置は、その者の承諾を得て行い、その者がこれを拒んだ場合は行わないこととし、強制にわたることがないようにすること。
- (5) 危険物又は貴重品を保管するときは、精神錯乱者及びでい酔者等については、必ず立会人をおいてその正確を期し、その他の要保護者についてはその数量、金額等を確認させて、警視庁情報管理システムによる保護情報登録業務により登録すること。また、保護を解除したことにより保管した物品、金銭等を返還する場合は、その数量、金額、保管の事情等を明らかにして交付すること。

8 保護主任者等の引継（第 12 条関係）

保護主任者等の事務引継は、おおむね次のことを行うものとする。

- (1) 引継時における保護取扱中の要保護者の区別および人員、観護状況ならびに観護上の注意事項
- (2) 保護取扱中の要保護者について、家族等および関係機関に対する引渡しまたは引継についての連絡状況
- (3) 要保護者の物品、金銭等の保管状況

9 要保護者の観護（第 13 条関係）

保護主任者またはその代理者が要保護者の観護に当る者を指定する場合は、おおむね次の区分によるものとする。

- (1) 主管係員、地域警察官、本署当番員（島部警察署にあつては宿直員）等の中から指定して充てること。
- (2) 保護室を用いて保護する場合は、勤務表を作成して観護の責任を明らかにしておくこと。
- (3) 保護室以外の場所で保護する場合は、なるべく適格者を指定して観護に当たらせること。
- (4) 幹部は留置施設の巡視の都度、保護室を巡回して観護者の指揮監督にあたることとしたが、勤務人員の関係上常時観護に当たることができず、一定の時間ごとに観護に当ることもあると考えられるので、観護者のいない場合の巡視は観護を補うものであるから、その趣旨をわきまえ挙署一体的態勢のもとにこれが観護の適正を図るようにすること。

10 精神錯乱者の引渡し等の措置（第 16 条関係）

- (1) 精神錯乱者を保護した場合において、その者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。）第 23 条に規定する通報の対象者であると認めるときは、その旨を、直ちに最寄りの保健所長を経て都知事に通報しなければならない。
- (2) 前(1)の規定による通報を行つた後、精神保健福祉法第 27 条第 1 項に規定する診察の必要が認められず、又は当該診察の結果、精神保健福祉法第 29 条第 1 項に規定する入院の措置に至らなかつた精神錯乱者で、身元が確認できないものについては、電報、電話等により手配を行い、精神保健福祉法第 33 条第 2 項に規定する家族等の発見に努めるものとする。
- (3) 前(2)の手配を行つたにもかかわらず、家族等が発見できないときは、精神保健福祉法第 33 条第 3 項の規定による入院の措置も考慮して、その者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の現在地）を管轄する区市町村長に可能な限り引き継ぐものとする。

11 行方不明者等の引渡し等の措置（第 17 条関係）

- (1) 家族等が引取りに来署できない事情がある場合で、その者が旅費を所持しており保護者のもとに単独で帰ることができるに至つた場合等、応急救護の必要性がなくなつたときは、よく論旨の上、保護解除の措置をとること。
- (2) 保護した少年のうち、少年法第 3 条第 3 号に該当するぐ犯少年又は児童福祉法

第 25 条第 1 項に該当する児童であることが明らかになった場合は、それぞれ家庭裁判所又は児童相談所へ送致通告すること。

- (3) 行方不明者、迷い子及び迷い人を保護した場合は、この規程による措置のほか、行方不明者発見活動に関する規則（平成 21 年国家公安委員会規則第 13 号）、警視庁行方不明者発見活動規程（平成 22 年 3 月 31 日訓令甲第 13 号）及び警視庁行方不明者発見活動規程の運用について（平成 22 年 3 月 31 日通達甲（生・少育・保）第 2 号）による必要な措置をとらなければならないことに注意すること。
- (4) 病人、負傷者等で身元不明の者及び死亡者については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）第 2 条に基づいて区市町村又は福祉事務所に引き継ぐこと。
- (5) 行方不明者等の引取りに来署することとなつている者が到着前に保護の必要性がなくなり、その者が帰る旨申し出た場合は、これをさとし、なるべく家族等に引き渡すようにしなければならない。ただし、やむを得ず来署前に帰宅せしめるときは家族等の引取人に連絡した後に保護を解除することとし、引取人に迷惑をかけることのないように注意すること。

12 引渡等の記録（第 18 条関係）

要保護者を家族等に引き渡し、又は関係機関に引き継いだときは、原則として、保護取扱簿等の所定欄に家族等又は関係機関から署名又は押印を受けるものとする。ただし、やむを得ない事情により署名又は押印を受けることができない場合は、その状況を明らかにしておくこと。

13 保護期間の延長（第 19 条関係）

規程第 19 条の許可状の請求者は、保護主任者または主管の係長とする。

14 裁判所に対する通知（第 20 条関係）

法第 3 条第 5 項及びめい規法第 3 条第 4 項による警察で保護した要保護者の報告は、毎週日曜日から土曜日までの 7 日間に取扱った者を毎週水曜日に所轄簡易裁判所に通知すること。

第 3 報告連絡

- 1 その年の保護取扱状況を別記様式第 1 により、翌年 1 月 10 日までに生活安全部長（生活安全総務課生活安全対策第二係経由）に報告すること。
- 2 この規程の実施に関し、特異な事例があればその都度次項 3 に準じて報告すること。
- 3 この規程に基づく報告、連絡等については、生活安全対策第二係に行うこと。

第 4 めい規法第 7 条に基づく保健所長に対する通報

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第 3 条第 1 項又は法第 3 条第 1 項の規定により、めいてい者を保護した場合、合理的に判断してそのめいてい者がアルコールの慢性中毒者またはその疑いのある者であると認めたときは、次の点に留意し、別記様式第 2 により、すみやかに、もよりの保健所に通報すること。

- (1) アルコール慢性中毒者またはその疑いのあるものの認定は、次に掲げるもの等を基準とすること。

ア しばしば（少なくとも 5、6 回以上）保護の対象となつていること。

イ 引取りにきた親族等から、そのめいてい者がアルコール慢性中毒者であると申立てがあつたとき。

(2) 保健所長への通報は、原則として保護解除をした者が行なうものとする。